

## アーチェリー場の個人使用方法について

現在、アーチェリー場の個人使用できる条件として「ライセンス所持者またはライセンス保持者の指導者が同伴する場合」としております。しかし、ライセンスに関して定義が不明瞭であったことから、平成31年1月17日(木)より下記のとおりといたします。  
ご利用の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

### 個人使用条件

#### ○未経験者（未実施者）の使用

経験を有する保護者 または 経験を有する大人の同伴が条件

※経験を有する・・・全日本アーチェリー連盟が認めるバッチを保有している者

#### ○小・中学生（経験者）

保護者 または 大人の同伴が条件 ※大人・・・20歳以上の成人

#### ○高校生～一般（経験者）

同伴必要なし

### 受付について

#### ○受付時にバッチを提示する。

※次回以降はバッチを持参しなくていいように、確認用紙に必要事項をご記入いただき、台帳で管理します。

※台帳で管理する期間は2年間です。管理期間を過ぎた場合は、再度バッチをご持参いただき、ご提示をお願いします。

#### ◎使用料金のかかる対象者について

- ・ 競技者
- ・ 指導 及び 練習の補助（矢の回収など）をする者

※的を養生しているブルーシートの着脱補助は含まない。

#### 【周知期間及び実施開始日】

周知期間：平成30年12月17日（月） ～ 平成31年1月16日（水）

実施開始日：平成31年1月17日（木）